

我々大正十一年協会の決議は、多岐にわたるが、その中、最も重要なるものは、労働者の利益を保護し、労働条件の改善を期すことである。この決議は、労働者の権利を保障し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。

以上、協会の決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の権利を保障し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。この決議は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることである。

財團法人協調會大阪支所

各組長ヨリ二名ノ代表者ヲ選出スルコト、シ同日午后四時ヨリ本社地下室ニ於テ十四日ノ決議事項ヲ基礎トシ協議會ヲ開クコトヲ申合セ故會シタ

◎決議ニ基キ午后四時三十分ヨリ協議會開催
出席代表者約二百名（内役付十名）ハ電機部ハ参加セズ

造船部金尾伍長議長席ニ着キ簡單ナル開會ヲ宣シ
「一時間勞力奉仕」提議シタル處

「普通職工ヲ出シ職役キ役付職工ノミニテ決議セル事項ヲ本會ニ提案スルハ不當ナリ」ト怒號スルモノアリタル爲メニ場内騒然トナリ議長之ヲ制止セントスルモ肯ゼズ議長ノ發言ヲ妨害スルガ如キ言辭ヲ弄スルニ至リタル結果議長ハ「自分ノ不徳ノ致ス所ナリ」ト述べ故會ヲ宣シ役付職工代表者全部ハ退場シタ
然ルニ尙喧騒止マラザリシガ

造船部職工鈴木芳徳登壇